

教科及び教科の指導法に関する科目

社会福祉学部

中学校教諭一種免許状(社会)2019～2023 年度生用

免許法令による科目群			免許による単位数	科目	単位	履修群	取得枚	必要単位数	必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史及び外国史	1 以上	日本史概論	2	◎	2～	最低修得単位 28 単位(必修を含む)ただし、本学では 34 単位	大学が独自に設定する科目から 4 単位
				東洋史概論	2	◎	2～		
				西洋史概論	2	◎	2～		
				日本史	2	○	1～		
				東洋史	2	○	1～		
				西洋史	2	○	1～		
				社会思想史	2	○	1～		
		地理学(地誌を含む)	1 以上	歴史の見方	2	○	1～		
				地理学概論	2	◎	2～		
				地理学	2	◎	1～		
				地誌	2	○	1～		
		「法学、政治学」	1 以上	地誌概論	2	◎	2～		
				法学	2	◎	1～		
				地方自治論	2	○	2～		
				政治学概論	2	◎	1～		
				行政法	2	○	2～		
				民法	2	○	1～		
				権利擁護を支える法制度※1	2	○	3～		
		「社会学、経済学」	1 以上	刑事司法と福祉※2	2	○	3～		
				社会学と社会システム	2	◎	1～		
				福祉の仕事	2	○	1		
				社会福祉の考え方	2	○	1		
				経済学	2	◎	1～		
		「哲学、倫理学、宗教学」	1 以上	地域福祉と包括的支援体制 I	2	○	2～		
				哲学概論	2	◎	2～		
				哲学	2	○	1～		
				倫理学概論	2	◎	2～		
				倫理学	2	○	1～		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8 以上		社会科指導法基礎☆	2	◎	1		
				社会科・地歴科教育法A☆	2	◎	2～		
				社会科・地歴科教育法B☆	2	◎	2～		
				社会科・公民科教育法A☆	2	◎	2～		
				社会科・公民科教育法B☆	2	◎	2～		

(注)◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

※1、2 「権利擁護を支える法制度」および「刑事司法と福祉」につきましては 2020 年度学生からの適用となります。
(2019 年度生は教科に関する科目の単位として認められません)

中学校教諭一種免許状 (社会) 最低修得単位数	教育職員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目(202 項)	8 単位	大学が独自に設定する科目 4 単位	合計 67 単位
	教科及び教科の指導法に関する科目(本項)	28 単位		
	教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目(204 項)	27 単位		

教科及び教科の指導法に関する科目

社会福祉学部

高等学校教諭一種免許状(公民)2019～2023 年度生用

免許法令による科目群			免許に よる単数	科目	単位	履修	取得状	必要単数	必要単数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	法律学(国際法を含む)、 政治学(国際政治を含む)	1 以上	法学	2	◎	1～	最低修得単位 24 単位(必修を含む)	大学が独自に設定する科目の中から 12 単位
				地方自治論	2	○	2～		
				政治学概論	2	○	1～		
				民法	2	○	1～		
				行政法	2	○	2～		
				権利擁護を支える法制度※1	2	○	3～		
				刑事司法と福祉※2	2	○	3～		
		「社会学、経済学(国際経済を含む)」	1 以上	社会学と社会システム	2	◎	1～		
				福祉の仕事	2	○	1		
				社会福祉の考え方	2	○	1		
				経済学	2	◎	1～		
				地域福祉と包括的支援体制 I	2	○	2～		
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上	哲学概論	2	◎	2～		
				哲学	2	○	1～		
				倫理学概論	2	◎	2～		
				倫理学	2	○	1～		
				心理学概論 I	2	○	1～		
				心理学概論 II	2	○	1～		
				心理学	2	○	1～		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4 以上	社会科・公民科教育法A☆	2	◎	2～		
				社会科・公民科教育法B☆	2	◎	2～		

(注)◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

※1、2 「権利擁護を支える法制度」および「刑事司法と福祉」につきましては 2020 年度学生からの適用となります。
(2019 年度生は教科に関する科目の単位として認められません)

高等学校教諭一種免許状 (公民) 最低修得単位数	教育職員免許法施行規則(第 66 条の 6)に定める科目(202 項)	8 単位	大学が独自に設定する科目 12 単位	合計 67 単位
	教科及び教科の指導法に関する科目(本項)	24 単位		
	教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目(204 項)	23 単位		

教科及び教科の指導法に関する科目

社会福祉学部

高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 2019～2023 年度生用

免許法令による科目群			免許法による単位数	科目	単位	履修	取得年次	必要単位数	必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	1 以上	日本史概論	2	◎	2～	最低修得単位 24 単位(必修を含む)	大学が独自に設定する科目から 12 単位
				日本史	2	○	1～		
				社会思想史	2	○	1～		
				社会福祉発達史 A	2	◎	2～		
				歴史の見方	2	○	1～		
		外国史	1 以上	東洋史概論	2	◎	2～		
				東洋史	2	○	1～		
				西洋史概論	2	◎	2～		
				西洋史	2	○	1～		
				社会福祉発達史 B	2	○	2～		
				社会福祉発達史 C	2	○	3～		
		人文地理学及び自然地理学	1 以上	地理学	2	◎	1～		
				地理学概論	2	◎	2～		
		地誌	1 以上	地誌	2	○	1～		
				地誌概論	2	◎	2～		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4 以上	社会科・地歴科教育法A☆	2	◎	2～		
				社会科・地歴科教育法B☆	2	◎	2～		

(注)◎必修科目 ○選択科目 ☆卒業単位に算入しない

高等学校教諭一種免許状 (地理歴史) 最低修得単位数	教育職員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目(202 項)	8 単位	大学が独自に設定する科目 12 単位	合計 67 単位
	教科及び教科の指導法に関する科目(本項)	24 単位		
	教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目(204 項)	23 単位		